

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会入会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会定款第6条に基づき、この協会への入会に関し、必要な事項を定める。

(会員の構成員)

第2条 削除 (平成26年9月9日)

(正会員入会資格)

第3条 定款第5条(1)に定める正会員として入会しようとする者は、この法人の目的に賛同する個人又は法人で、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 神奈川県下に事業所を有し、ペストコントロール(有害生物防除)事業を営み、引き続き本事業を継続するものであること。
- (2) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例第2条(2)から(5)に該当しないものであること。
- (4) その事業活動を行うに当たっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講じていること。
- (5) 除名事由の解消若しくは除名後2年を経過していること。

(賛助会員入会資格)

第4条 定款第5条(2)に定める賛助会員として入会しようとする者は、この法人の目的に賛同する個人又は法人で、次の条件を具備するものでなければならない。

- (1) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例第2条(2)から(5)に該当しないものであること。
- (3) その事業活動を行うに当たっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講じていること。
- (4) 除名事由の解消若しくは除名後2年を経過していること。

(入会申込手続)

第5条 前第3条及び第4条の入会資格に合致し、この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書(様式1)に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 委任状(必要のある場合)(様式2)
- (2) 機械器具概要書(様式3) 賛助会員にあっては不要
- (3) 事業内容報告書(様式4)
- (4) 誓約書(様式5)
- (5) 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確約書(様式6)
- (6) その他

法人にあっては、履歴事項全部証明書及び税が未納でないことを証する書類

個人にあっては、経営に関する納税証明書

(入会承認)

第6条 会長は、入会申込書を受付けたときは、直近の理事会において報告し、理事会の審査、承認を得て入会させることとする。

(入会適否通知)

第7条 会長は、理事会において決定した事項を申込者に通知しなければならない。

2 前項において入会が不適当と認められる者については、その事由を付して申込者に提出された書類を返還しなければならない。

(入会金)

第8条 この法人に入会を承認された者は、定款第7条に定めるところにより、入会金50,000円を納入しなければならない。

(会費)

第9条 この法人の会員は、定款第7条に定めるところにより、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 月額 15,000円

(2) 賛助会員 月額 7,500円

2 臨時会費

(預り金)

第10条 この法人に正会員として入会を承認された者は、前条の会費とは別に、公益社団法人日本ペストコントロール協会への会費を月額6,000円負担しなければならない。

(会費の減免等)

第11条 次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て、当該年度又は次年度の会費の全額もしくは一部の納入を免除し、もしくは減免することができる。

(1) 地震、風水害その他激甚災害により被災した場合

(2) その他免除すべき相当の事由があると認められるとき

(拠出金の不返還)

第12条 第8条、第9条、第10条で納入した拠出金は、これを返還しない。

(入会申込様式)

第13条 入会申込の様式は、別紙のとおりとする。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

附 則 この規定は、昭和56年10月16日から施行する。

附 則 この規定は、平成4年2月19日から施行する。(一部改正)

附 則 この規定は、平成12年4月25日から施行する。(一部改正)

2 この規定施行により、社団法人神奈川県ペストコントロール協会入会規定内規は、廃止する。

附 則 この規定は、平成21年11月17日から施行する。(一部改正)

附 則 この規定は、平成22年5月14日から施行する。(一部改正)

附 則 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

附 則 この規定は、平成24年5月8日から施行する。(一部改正)

附 則 この規定は、平成26年9月9日から施行する。(一部改正)

附 則 この規定は、令和3年2月24日から施行する。(一部改正)

附 則 この規定は、令和6年3月12日から施行する。(一部改正)

(様式1)

入 会 申 込 書

年 月 日

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会会長 殿

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会設立の趣旨に賛同し、正会員／賛助会員として規定の添付書類を添えて入会を申し込みます。

入会申込者

会 社 所 在 地 〒

会 社 名

代 表 者 氏 名

⑩

代表者生年月日

電 話 番 号

F A X 番 号

県内事業所所在地

県 内 事 業 所 名

事業所責任者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

PCO業務を始めた年月日

協会との連絡担当者

勤 務 所 属

氏 名

生 年 月 日

(様式2)

委 任 状

私は、当社の下記の者を代理人と定め公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に関する一切の事項を委任します。

年 月 日

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会

会 長 様

住 所

会社名

代表者名

印

記

代理人氏名

(様式3)

会社名 _____

年 月 日現在

機 械 器 具 概 要 書

[illegible]

(様式4)

事業内容報告書

1 防除作業監督者氏名及び人数

防除作業監督者数	名
防除作業監督者の氏名	① ②

2 従業員数

P C O 業 務 従 事 者 数 (防除作業監督者を含む正社員)	名	その他	名
	(PCO 以外の業務又は事務従事者数)		
P C O に 従 事 す る ア ル バ イ ト 数	名	合 計	名

3 取扱う主なPCO業務

(取扱わないものは×をしてください。)

ネズミ	衛生害虫	シロアリ	キクイムシ	樹木害虫	除草	一般消毒	カビ
ハチ類	アリ	ムカデ・ヤスデ	鳥類	コウモリ	公共発生源の害虫駆除消毒		
トコジラミ	ダニ類	ノミ	ヘビ	獣類			

4 上記のうち最も主力を置くものの順位

1		2		3	
4		5		6	

5 県内の支店・営業所

所 在 地	〒
名 称	
責任者の氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

6 営業対象地域 (県内のみ)

(様式5)

誓 約 書

私は、この度公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会入会に当たり、
定款の定めによる他、この法人の指導にもとづき会員として施工先に対し、あ
るいは施工を目的とした相手方に対する対応において、協会員としての信用を
損なうような行為等は致しません。
かかる行為のあった場合は、除名等の処分を受けても異存はありませんこと
を誓約いたします。

年 月 日

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会
会 長 殿

会 社 名

代 表 者 名

⑩

(様式6)

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書
公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会

会 長

様

株式(有限)会社代表取締役

住 所

氏 名

- 1 当社(私)は、現在及び将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
 - (1) 暴力団及び暴力団員、暴力団準構成員
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋等社会運動等標ぼうゴロ
 - (4) 暴力団員でなくなつてから5年を経過していないもの
 - (5) その他前各号に準ずるもの
- 2 当社(私)は、現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係が無いことを表明、確約します。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等を利用する関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 当社(私)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて協会の信用を毀損し、又は、協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 当社(私)は、下請け又は再委託業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む、以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約します。
 - (1) 下請け又は再委託業者が前第1項及び第2項に該当せず、将来においても前第1項、第2項及び第3項に該当しないこと。
 - (2) 下請け又は再委託業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
- 5 当社(私)は、下請け又は再委託業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴協会に報告し、貴協会の捜査機関への通報に協力することを確約します。
- 6 当社(私)は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なく貴協会を除名されても一切異議を申したず、また、賠償ないし保証を求めないとともに、このことにより損害が生じた場合は、一切当社(私)の責任とすることを確約します。

年 月 日

署名

印

(注) 暴力団等反社会的勢力とは暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者などをいいます。